

一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会関東支部 支部会則

第1章 総則

第1条 本会は、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会関東支部（以下、この支部）と称する。

第2条 この支部の事務局は支部長の施設内におくことを原則とする。

第2章 目的及び事業

第3条 この支部は国民が高度で安心して受けられる呼吸器内視鏡医療を実現するため、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会関東支部会員の気管支鏡及び縦隔鏡、胸腔鏡等を使用して行う診療の知識と技術の向上、呼吸器内視鏡の進歩と普及、調査研究、普及啓発、連絡、提携および促進・振興を図る事業を行い、よってその進歩と発展を通して公共の福祉に貢献することを目的とする。

第4条 この支部は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部会の開催
- (2) 呼吸器内視鏡医療に関する技術講習会の開催

第3章 会員および会費

第5条 この支部の会員は、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会(以下、本部)の会員である者とし、以下よりなる。

- (1) 正会員 本部の正会員であり、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会定款施行細則(第9章第20条)に定める、この支部に主たる勤務地又は自宅がある者とする。
- (2) 名誉会員・特別会員 本部の名誉会員・特別会員であり、この支部に主たる勤務地又は自宅がある者とする。

第6条 この支部の会員は、本部の正会員、名誉会員・特別会員になることにより、勤務先等の情報に基づいて自動的にこの支部の会員として登録される。なお、入会後の支部移動、退会、資格の喪失、除名は本部に連動する。

第7条 この支部の正会員の年会費は、本部にて一括徴収される。なお、名誉会員、特別会員は、会費の納入を必要としない。

第4章 役員

第8条 この支部には次の役員をおき、幹事会を構成する。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 1 名
- (3) 幹事 100 名以内

(役員の選出)

第9条 この支部の支部長及び副支部長は、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会定款施行細則（第9章第21条）の定めにより選出され任期を全うする。

第10条 幹事は所属する施設の呼吸器内視鏡検査を統括する立場にあるものであって、かつ以下の項目を満たすことを支部長並びに副支部長が書面で確認したのち、幹事会に諮り幹事会の承認をもって選任される。

- (1) 気管支鏡専門医であること
- (2) 日本呼吸器内視鏡学会学術集会または日本呼吸器内視鏡学会関東地方会での発表、並びに雑誌「気管支学」への論文掲載、あるいは呼吸器内視鏡に関する他学会での発表ならびに他学術雑誌への論文執筆等の業績を有すること
- (3) 現幹事または元幹事の推薦状があること

第11条 本部が定める名誉会員とは別に支部名誉会員を定める。支部名誉会員は地方会会長、あるいは支部長の経験者で65歳以上となった者の中から、支部長が幹事会の議を経て推戴するものとする。ただし以下の場合には推戴しない。

- (1) すでにこの支部に所属していない場合
- (2) 本人が希望しない場合

(役員の職務)

第12条 この支部の支部長及び副支部長は、一般社団法人日本呼吸器内視鏡学会定款施行細則（第9章第21条）の定めにより会務を総括する。

2. 幹事は幹事会を構成し、支部長の諮問に応じて、この支部の運営に関する事項を審議し、答申する。

3. 名誉会員、特別会員および支部名誉会員は幹事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期等)

第13条 幹事の任期はその所属する施設の呼吸器内視鏡検査を統括する立場にある期間とする。詳細はこの支部の幹事選出細則による。

第5章 地方会

第14条 学術集会と幹事会をもってこの支部の地方会とし、原則として年4回開催する。

第6章 幹事会

第15条 支部長は地方会の開催に合わせて年4回の幹事会を招集する。

第16条 幹事会は以下の事項について審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 地方会会長の選任
- (3) 監事、幹事の選任または解任
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告
- (6) その他運営に関する重要事項

第17条 幹事会の議長は支部長が行う。

第18条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席者
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び審議の結果

2. 議事録署名人はその幹事会と同時に開催される地方会の会長とする。

第7章 会計

第19条 この支部の経費は、本部からの預り金及びその他の収益等をもって充当する。
この支部の会計は支部長が管理する。

第20条 この支部の事業計画は、毎事業年度ごとに支部長が作成し、幹事会の議決を経なければならない。

第21条 この支部の決算に関する書類は、会計年度終了後に速やかに支部長が作成し、毎年定められた期日までに本部の理事長に報告する。なお決算内容は次年度最初の幹事会に報告する。

第22条 この支部の学術集会の決算に関する書類は、学術集会終了後速やかに地方会会長が作成し、支部長を経て本部の理事長に報告する。なお決算内容は学術集会の次の幹事会に報告する。

第23条 この支部の事業年度は、本部の事業年度に合わせ毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第8章 会則の変更

第24条 この支部の会則を変更しようとするときは、幹事会に出席した幹事の3分の2以上の賛成による議決を経なければならない。変更された会則は本部の確認を経て施行される。

附則

本会則は、令和5年12月2日より施行する。